

平成28年度 学校法人帝京大学収支決算

学校法人会計とは

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従って会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

学校法人会計基準に基づき作成される計算書類には、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」およびその内訳表や附属表があります。

学校法人会計基準の改正

平成27年4月1日に学校法人会計基準が改正施行されました。この基準改正により、従来の消費収支計算書が事業活動収支計算書に名称変更し、区分計算(収支差額を6つの段階で表示)が導入されました。事業活動収支計算書は企業会計における損益計算書に近いものです。

本学の収支の状況

本学の平成28年度決算は②教育活動収支差額、③教育活動外収支差額がともにプラスです。また、将来の業容拡大を見据え、第3号基本金を積極的かつ計画的に組み入れています(⑥)。

事業活動収入の3か年推移

事業活動収入(教育活動収入+教育活動外収入+特別収入)は、毎年安定的に推移しています。

(単位:百万円)

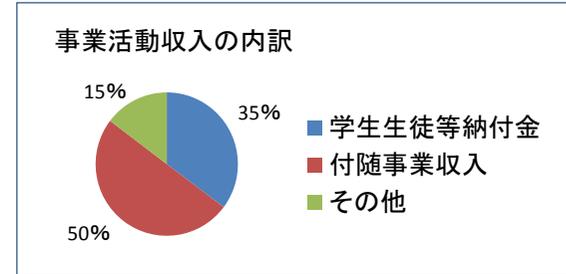
年度	事業活動収入
H26	99,994
H27	100,791
H28	97,926

事業活動収支計算書

(単位:百万円)

教育活動収支	学生生徒等納付金	34,504	
	手数料	1,333	
	寄付金	821	
	経常費等補助金	4,665	
	付随事業収入	49,042	
	雑収入	1,449	
	教育活動収入計	91,815	①
	人件費	37,770	
	教育研究経費	44,982	
	管理経費	7,166	
徴収不能額等	29		
教育活動支出計	89,947		
教育活動収支差額	1,868	②	
教育活動外収支	受取利息・配当金	3,341	
	その他の教育活動外収入	53	
	教育活動外収入計	3,394	
	借入金等利息	0	
	その他の教育活動外支出	155	
	教育活動外支出計	155	
教育活動外収支差額	3,239	③	
特別収支	経常収支差額	5,107	
	資産売却差額	2,428	
	その他の特別収入	289	
	特別収入計	2,717	
	資産処分差額	4,778	
	その他の特別支出	335	
	特別支出計	5,112	
特別収支差額	△ 2,396	④	
基本金組入前当年度収支差額	2,712	⑤	
基本金組入額合計	△ 10,000	⑥	
当年度収支差額	△ 7,288		
前年度繰越収支差額	△ 23,749		
基本金取崩額	9,107		
翌年度繰越収支差額	△ 21,930		

- ① 教育活動収入は、本学の経常的かつ業務運営の根幹をなす収入です。学生生徒等納付金と付随事業収入(医療収入等)の合計で本学の事業活動収入全体の85%を占めています。



- ② 平成28年度の教育活動収支差額は、+19億円でした。なお、教育活動収入の中には、本来、基本金に組み入れるべきものが含まれています。
- ③ 教育活動外収支とは、財務活動等による事業活動収支のことです。平成28年度の教育活動外収支差額は+32億円でした。なお、第3号基本金の運用果実は、各種奨学金制度の運営原資等に充当しています。
- ④ 特別収支は、当年度の臨時的な収支バランスを示しており、平成28年度は△24億円でした。特別支出の資産処分差額は、建物や機器・備品の除却損などです。
- ⑤ 毎年度の収支バランス(基本金組入前)を表示しています。旧会計基準の帰属収支差額に相当します。
- ⑥ 基本金組入計画に基づいて、100億円を第3号基本金に組み入れました。また、第2号基本金91億円を取り崩しています。この結果、当年度収支差額は△73億円、翌年度繰越収支差額は△219億円となりました。